

Ⅲ. 参 考

○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

事 項 種 別	新規指定件数		合 計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	0	6	2, 0 3 7 (1 6 2)
彫 刻	2	8	2, 7 2 3 (1 4 0)
工 芸 品	1	3	2, 4 7 1 (2 5 4)
書跡・典籍	0	3	1, 9 1 9 (2 2 8)
古 文 書	0	7	7 8 1 (6 2)
考古資料	1	5	6 5 2 (4 8)
歴史資料	0	5	2 2 5 (3)
合 計	4	3 7	1 0, 8 0 8 (8 9 7)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

<参照条文> 文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

○登録有形文化財（美術工芸品）の登録件数

種別 \ 事項	新規登録件数	合計
絵画	0	0
彫刻	0	0
工芸品	0	3
書跡・典籍	0	1
古文書	0	0
考古資料	0	4
歴史資料	1	9
合計	1	17

<参照条文> 文化財保護法（抄）

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。